

スプレー缶などは 捨てる前に必ずガス抜きを！

カセットボンベやスプレー缶、ライターなどを捨てる時は、必ずガス抜きをして安全にしてから捨ててください。詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶ガス抜き作業時の注意点

○必ず風通しの良い屋外で行う。

○周囲に火の気がないことを必ず確認する。

○一度に大量に処分せず、少量ずつ処分する。

▶カセットボンベ・スプレー缶の場合

安全を確認してからガス抜きを行い、空になったら市販の穴あけ器などを使い、缶に穴を開けて「あき缶」として捨ててください。

▶ライターの場合

安全を確認してから操作レバーを下げ（着火した場合は吹き消す）、ガスを出し切ってください。ガスが空になり着火操作をしても、火が着かなくなれば「不燃ごみ」として捨ててください。

☎ 谷和原庁舎生活環境課（内線 3306）

「いばらきシニアカード」は お持ちですか？

県内にお住まいの65

歳以上の方は、「いば

らきシニアカード」

を協賛店舗などで提

示すると、割り引きやポイント加算などの優待サービスを受けることができます。

▶配布場所：伊奈庁舎介護福祉課、谷和原庁舎市民窓口課、みらい平市民センター、市社会福祉協議会（セイワ楽器きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館内）、特別養護老人ホーム（いなほ里、ぬくもり荘、雅荘）

▶受取方法：マイナンバーカードや保険証など、住所、生年月日が確認できるものを持参し、配布を希望するご本人が窓口にお越しください。カードはその場でお渡しします。

☎ 伊奈庁舎介護福祉課（内線 4306）



■「いばらきシニアカード」協賛店舗募集！

約3,400店舗の協賛店舗では、カードをお持ちの高齢者の皆さんにさまざまな優待サービスをご提供いただいているほか、「高齢者に優しいお店・施設」として、日常的な声かけなどもご協力いただいています。地域、企業、行政が一体となって高齢者を支え合う社会をつくるため、ぜひ協賛店舗へのご登録をお願いします。

☎ 茨城県福祉部 長寿福祉課 長寿企画・支援グループ ☎ 029 - 301 - 3326

10月は「土地月間」です 土地取引の後には届け出を！

10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。売買などにより、一定面積以上の土地の権利を取得した方は、国土利用計画法に基づき、都市計画課への届け出が必要となります。また、令和7年7月1日から土地売買等届出書の様式が変更されました。詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶届け出が必要な面積

○市街化区域：2,000㎡以上

○市街化調整区域：5,000㎡以上

▶届け出が必要な取り引き：売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定など

▶届出期限：契約締結日を含め2週間以内
☎ 谷和原庁舎都市計画課（内線 5104）

はかり（特定計量器）の 定期検査

取引・証明に使用する「はかり（計量器）」は、計量法により2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができません。本市では、茨城県計量協会立会いのもと定期検査を実施します。なお、今年度の定期検査で、新たに取引・証明に使用するはかりの検査を希望する方は、産業経済課までご連絡ください。

※新規に購入したばかりまたは修理後検定を受けたばかりは、印刷された検定年月の翌月から1年を経過していなければ、今回の定期検査が免除されます。また、検査実施日前1年以内に計量士による巡回検査を受けたばかりも免除となります。

▶日時

① 10月20日（月）午前10時半～正午、午後1時～3時

② 10月21日（火）午前10時半～正午、午後1時～3時

▶対象地区

①小張・豊・谷井田・三島・東・板橋地区

②小絹・谷原・十和・福岡・みらい平地区

▶検査会場：谷和原庁舎敷地内バス車庫

※はかりの数が膨大または運搬が著しく困難な場合は、計量士による巡回検査の制度もあります（別途料金）。詳しくは市ホームページをご覧ください。



☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3110）

■茨城県指定定期検査機関

○（一社）茨城県計量協会

☎ 029 - 225 - 7973

○茨城県計量検定所 指導課

☎ 029 - 221 - 2763

スマート農業機械などの 購入を予定している方へ

農業の生産性向上と作業効率化を図り、農業の担い手を支援・育成することを目的に、スマート農業機械（GPSを活用した自動操舵システム付きの農業機械やドローンなど）およびかんしょの栽培に係る農業機械の購入を予定している方のうち、「認定農業者」または「認定新規就農者」の方は、購入予定状況などを把握するため、10月17日（金）までに産業経済課へお知らせください。※つくばみらい市地域計画の目標地図に位置付けられている方、または該当年度に位置付けられていることが確実である方に限ります。
☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3106）